意見書案第15号

地方経済の活性化策について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日提出

提出者議員 村 木 中 一 信 表 之 美 一 二 網 本 順 電 本 順

地方経済の活性化策を求める意見書

地方の経済・雇用は依然として極めて厳しい環境に置かれ、地域間格差もますます拡大している。いま必要なことは何よりも地域で仕事を生み出すことであり、その上で雇用の維持・創出や、失業者支援の抜本的強化などを強力に推し進め、地方経済の活性化を図らねばならない。

しかし、今国会に提出された補正予算は、こうした地方の厳しい状況を認識しているとは到底思えず、国民生活を守ろうとの責任感や緊張感が全く感じられない。 自治体が思い切った対策を打てるように国は大胆に支援すべきである。

地方では、真に必要な公共事業の推進や、農商工連携の拡充、観光振興の拡充など、地域の実情に応じた経済対策が求められている。特に、学校や公共施設の老朽化・耐震化対策や、橋梁や上下水道など、社会資本ストックの改修等は住民生活を守る上でも、今後進めていかなければならない。

よって、政府においては、以下の項目を含め、地域に即した事業支援による地方 経済の活性化策を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 「地域活性化交付金」の拡充を含め、自治体に対する予算を大幅に拡充すること。
- 2 厳しい雇用状況の中で自治体における雇用創出がより図られるよう「重点分野 雇用創造事業」の要件緩和など拡充策を講じること。
- 3 老朽化した学校施設等、社会資本の再生整備を推進するため、財政的支援(老 朽施設改造工事費の国庫負担対象の拡充など)を含めた対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 総務大臣